

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成21年5月11日(月) 9:45~11:45
 2. 場所 滋賀県庁東館7階大会議室
 3. 議題 (仮称)竜王工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 宗宮会長、諏訪副会長、山田委員、遊磨委員、藤本委員、高柳委員、浅見委員、松井委員、樋口委員、定森委員
 5. 内容 当該事業の実施計画書についての説明および質疑応答
審査会意見(案)についての説明及び質疑応答
-

議事概要

(事業者が、当該事業の実施計画書について説明)

(委員) 今後20年、50年の間にどういう開発をしていくか、どういう位置づけかということをお示しいただきたい。自然環境的にも考えた場合、どこが残り、どこが消えていくかビジョンがないと、その土地の有用性が評価できません。次に、土を切り盛りされるので流域変更はないのか。

(事業者) 第一のビジョンについては、今後どういう位置づけで、県がお持ちになるか、長期ビジョンの中で考えながら説明をすることになるかと思います。2点目の流域については、変更ございません。

(事業者) 20年、50年後の土地利用を踏まえて考えるべきだというお話については、滋賀県は国土利用計画により、その部分は審査していただいて、県土の中でこの場所が改変されることによってバランスがどうなるか、そちらのほうで議論をしていただくということになるかと思えます。

(委員) 一般環境大気質の算出方法で、この燃料使用量というのが一つベースになった考え方になっていますが、CO₂の考え方であればこれでよいと思います。ただ、ほかの大気汚染指標に対してこれを適用する場合、むしろ案1のような一つの大きな工場が入った方が対策もきちんとやられると思う。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の排ガス量に応じた規制がかかってくるので、中規模、小規模の工場が複数入ったときにどうなるのかを評価するため、この計算手順に工場規模に応じて最悪の排出量などを掛け合わせないと、きちんとした評価にならないという感じがします。そのあたりをもう少し検討いただいたほうがよいと思います。

(事業者) 今後の検討の中で考えます。

(委員) 騒音・振動に関して、計画書では予測地点が主に記載されており、評価方法に関しては必ずしも具体的なものが書かれておりません。最終的には目標として、影響を評価するのか、環境基準あるいは要請限度を目的とされるのか、もし現時点で何か考えておられるようであれば、お聞かせいただきたい。

(事業者) 基本的には環境基準が一つの目標になると考えます。

(委員) 地方の国道で大きな問題になっているのは、深夜の大型トラックの走行による騒音・振動です。477号線でインターチェンジに入らずに、そのまま国道を走行されますと住宅地の横を深夜あるいは早朝にかなり大きな大型車が走行するという事態が考えられます。現時点での我

が国の環境基準あるいは要請限度は、夜間の睡眠妨害がほぼ評価できません。特に振動に関しては、全く評価できないのが現状で、地方の国道では測定をしても要請限度を上回りません。目標はやはり睡眠妨害といった生活公害をいかになくすかという視点で準備書、あるいは評価書を作成していただければと思います。

(事業者)交通の流れについては、すべて竜王インターから乗ると、そういった影響も少ないが、竜王インターを越えると人家連担地もあるのと、第二名神の開通で甲南インター等に流れる車も予想されるので、今後、準備書等で検討をしていきたいと考えます。

(委員)文化財について、造成されるところが全部遺跡範囲に入っています。重要なものが出てきた場合にその保存の問題等が出てくると思います。例えばその部分を保存せよというようなことになった場合に、土地利用計画を変更できるのかどうか、文化財に対して柔軟な対応ができるのかどうかお聞きしたい。また、事業区域の東側に川(祖父川)があり、さらにその東に民家が結構あるが、なぜ事業区域の東側に保安林みたいなものを残さないのでしょうか。文化財的に言うと、できるだけ遺跡地図のところは外していただきたい。例えば、化学工場が入った場合に、ばい煙などが出た場合には、どのように対応されるのかお聞きしたい。

(事業者)まず1点目の保存については、調査してみないとわからないということがあり、法律に従った形で関係機関の指導に従っていきたいと思えます。もう1点の東側に緑地が残せないかということについては、実は西から東、川のほうに向けて傾斜があり、バランスをとる関係で幾つかの法面が出てくるので、木を植えるなりそういうような形で一定の間隔は保てると思えます。そして、化学工場の場合はどうなるのかについては、これからの企業の進出等も踏まえた中ですべて検討し、準備書、評価書の中で事業としての評価をしていくというような考え方です。

(委員)植物の植生調査のうち、群落の区分は、相観及び優占種によって行うとあるが、資料1審査会意見の13番目の項目に、残地森林の取扱いとして示しているように、コナラ等積極的に保存すべき植物相のある場所の部分は、極力改変しないように配慮することが望ましいことから、群落の区分は相観及び優占種というよりも、群落組成調査、種組成に基づいた調査を行っていただきたい。特に林間冠を構成する種だけではなく、林内を構成する湿性の種などに十分に留意した上で区分して植生図を作成していただきたい。それから、予測の手法として、予測対象の時期等に、土地の造成工事が竣工した時期について、水辺の群落、あるいは水辺の植生の環境に生息する動物群集の棲みかがほとんど改変されることになるため、残った部分は、予測の対象として重要になってきます。造成工事が竣工した時期、一時期を評価対象として定めてしまうと、その後、水辺の植生が徐々に遷移して生息環境がなくなっていくという状況に対応できません。特に草本群落を中心とした遷移の途中段階の植物群落については、竣工した後、どのように維持するのか、植生管理などを含めた上で数年、数十年先の評価をしていただきたい。また、3-6頁から3-8頁の土地利用計画案に調整池が2カ所記されているが、恒久池、恒久施設として残されるものであると思います。この場合、滋賀県で「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」の中で、環境への配慮も書かれているので、この点にも十分指導を受けた上で配慮していただきたい。

(事業者)5年、10年先とは、竣工時の追跡調査ではなく、事後調査のことを言われているのでしょうか。

(委員)調査ではなく、例えば水辺なら水辺の環境を残したが、その後、維持管理せずに放置することを想定して評価するのか、水辺の環境として草本群落を維持するという形で評価されるのか、その点を明記した上で評価していただきたい。できることなら管理が含まれることを期待しています。

(事業者) 評価、やり方について記述できるものは記述していくという形にさせていただきたい。先ほど、調整池の話が出たが、これは恒久施設であることは間違いないが、基本的に調整池であるので、平日平常はドライな状態であり、雨が降ったときに流量を調整していくという目的があります。

(委員) 穴あきの方式ですので、恐らく乾燥していると思いますが、滋賀県がこの(案)(「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」)で、環境への配慮を指導されているので、対応をよろしくをお願いします。

(委員) 哺乳類に関して、調査方法等で非常に一般的なことが書かれているが、例えば、トラップ法で、シャーマントラップを単純に仕掛けただけではアカネズミとかヒメネズミだけが掛かり、もしスミスネズミとかハタネズミがいた場合には掛からない可能性があります。そういうネズミに関しては、フィールドサイン調査ではわからないということもあり、その水辺の環境の中で、ネズミの穴がどういうふうにあるのかなどについても、フィールドサインの中に入れて調査していただかなければなりません。実施計画書の6 - 73頁に調査ルートと代表調査地点があるが、滋賀県自然環境保全課からも代表調査地点が限られているのではないかというような指摘があります。稀少生物が出てくるとすれば、今言ったように限られた環境の中に出てくる可能性があるのです。そういう地点が発見された場合にはきちんと調査していただくということが必要になってくるし、今の時点でこの代表調査地点が決まっているというのは、ちょっと納得ができないところがあります。それから、コウモリに関しては、防空壕等が残っているのであれば、バットディテクターでの種の同定は極めて難しくなるので、アブラコウモリ、イエコウモリ以外のコウモリがいる可能性が示された場合には、当然かすみ網による捕獲調査をしていただかないといけないだろうと思います。もう少し具体的にここの実際の踏査結果等をもとにして、もう少し組み立て直しをしていただかないといけません。

(事業者) この実施計画書を作成する時点で、現地の地形等を見ながら、承知しているもので、当然調査して適所があれば、それを重点的に考えます。今後、準備書の中では説明し、その中で不足がある場合は評価書の中で説明させていただきたい。

(委員) この代表地点の多くが改変予定地になっているので、改変されない、例えば湿地帯のあるようなところについても調査をしていただきたい。

(事業者) 改変されたところはきちんとやっとうとうということで、プロット数が多いです。それ以外のところも幾つかあるので、類似点を探しながら保全できるかどうかを踏まえて評価していこうと思っています。

(委員) 例えば、残すところが本当にそのまま残るかどうかというのがわからないので、残す前にどういう生物がいたのかということ把握しておくことが、例えば10年後に調査したらいなかったとすれば、それはやはり改変した影響が出たということが後からわかってくる可能性があるのです。そういう意味で残すところにいる生物もきちんと把握しておくこと非常に重要です。

(委員) 動物ではないが、ここへどんな業種が入ってくるかわからないという中で評価を進めています。県の開発公社と県の土地で行うものなので、開発されてしばらく入ってないと、そのまま放置するというのも開発費が回収されないというのもやはり県民にとっても余りよろしくないと思います。例えば開発ができたけれども10年間結局どこも入ってこなかったというようなことで草だらけになってしまったら、我々は一体何のために評価したのかということになってしまうので、その辺りを準備書では用意していただきたい。

(委員) 景観について、東側の法面の緑化の件は川側から、そして集落からの景観を非常に気にしています。法面がどうあるかは1案、2案、3案違っている。その法面でどれぐらい植栽が植えられるかという量と幅と、中高木でどういうふうに変ってくるかという、そのあたりを含めてそれぞれで評価をするような準備をしていただきたい。それから2点目は、埋蔵文化財については、非常に重要かと思うし、この辺りは多くの遺跡がたくさんあるので、何か関連があるのかなと思います。地域の資産としては非常に重要かと思うので、活用策に当たるような調査も、何が使えるかというような調査もしていただけたらと思います。それからこの計画の国土利用計画での位置づけとスケジュールリングをわかるような形で示していただきたい。また、ほかの開発の計画のタイムスケジュール等を表にして見せていただきたい。

(事務局が、審査会意見(案)について説明)

(委員) 水質について、下水道に流されるということであるが、供用時、幾ら下水道法が適用されていても、業種によっては何か漏れがあるのではないかと思います。例えば(規制の係らない)有害なものなどが流されるという可能性もあるのではないかと。それと湖南中部(の下水処理場)に出されるが、湖南中部の下水道にある超高度処理施設は、まだ全ての原水について超高度処理を行っていません。有害なものが琵琶湖に流される可能性もあるので、場合によっては評価に入れていただいたほうがよい。

(事務局) 有害物質に関しては下水道法の中で有害項目が設定されているので、その範囲内に収まらざるを得ないと考えますが、準備書の中で下水道への受け入れの可否を評価するという意味合いでしょうか。

(委員) そうです。

(委員) (下水道に関することはそれでよいが)、ボイラーが故障したり、油が流出したり、水濁法(で定める事故時の措置)に関わるようなことは一切起こらないということを保証してくれるのでしょうか。

(事務局) 事故発生時のリスク管理という意味合いですね。

(委員) リスク管理で何ら問題が起こる可能性はないのかということ。下水へ全部入れればよいということであれば、雨水も全部下水へ入れなさい。事故が起こっても、全部雨水等を入れなさい、ということになるのでしょうか。

(事務局) 基本的には滋賀県の下水道は、雨水と分離して流すというルールになっているので、そのようにはなりません。

(委員) 特定な場所で、そういう事故が起こった場合に対応策としての対策がどこかに要るのではないのでしょうか。ベンゼンとか、ガソリンとか、油とか、そういうようなものについては、工場が作られたら、当然ガソリンタンクや重油のタンクなどが作られる。全く事故がないということはありません。

(事務局) 不測の事態に対する対応については、工場の業種、工場に設置する設備ごとに適した対応が異なるため、造成の段階で具体的な方策を示すことができませんので、そのようなリスク管理についての啓発を行う、積極的に行うようにされたいというような意味合いの意見をつけさせていただくという形でいかがでしょうか。それと水質汚濁防止法の規制の対象外になって

いるような物質については、化学物質の管理に関する法律があるので、当然、事業者がある程度の管理がなされるものと承知しています。

(委員) そのようにお願いします。

(委員) その工場から出てくる雨水であろうと、それを何カ所か決めて、出口は監視できるなど、監視する体制を取る。例えば商業施設の場合、駐車場から出る雨水については監視するなど、何が出てくるかわからないからチェックできるようにしておこうというのがあったはずです。何かの対応策をとっておいたほうがよい。

(事務局) 基本的には工場に対して、雨水の経路から油が知らずに流れたりする事例が大変多いので、工場の自主管理の啓発には行政の環境部局が力を入れて指導しています。雨水排水の経路については見やすいように整備する形で配慮していただくことも、ご意見として揚げさせていただきます。

(委員) この土地の開発に関して、滋賀県内でのきちんとした位置づけについて触れていただくような意見を入れていただけないか。

(事務局) 何らかの形で追加させていただきたい。

(委員) 7業種が挙げていただいた業種の単位面積当たりのエネルギーの消費率というのは真ん中から低いものばかりです。この計画が進むときにこれ以外の業種が来るという可能性は全くないのでしょうか。変更した場合はどこでチェックできるのでしょうか。

(事業者) 入る可能性の高い業種を拾った。アセスの中で議論していくので、(想定を) 上回るようなことがあれば、もう一度(アセスを) やるべきです。

(委員) 土地を売却されるときに、アセスで取り上げた環境負荷みたいなものをオーバーしないようなものを選ばれるということを約束いただきたい。

(事業者) そう考えています。

(委員) 実施計画書 6 - 6 1 頁ページの地下水、地形及び地質地盤について、ボーリング調査等、地形地質に関わる調査に関して記載があります。その関連図として 6 - 6 4 頁に地下水に関わる調査地域と、地形及び地質、地盤に関わる調査地域というのがありますが、ボーリング調査というのは具体的にどこでやるのか示していただきたい。

(事務局) わかりました。追加させていただきます。

(事務局) 本件に関する今後の予定については、本日の審査を受けて審査会意見案を修正し、各委員宛てに、最終のご確認をさせていただき、審査会意見とさせていただきます。その後、知事意見を述べることになっており、この期限が 6 月 1 5 日となっています。以上です。本日はどうもありがとうございました。